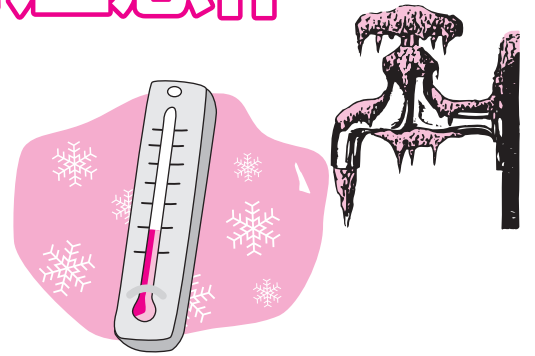


水道の凍結にご注意!!

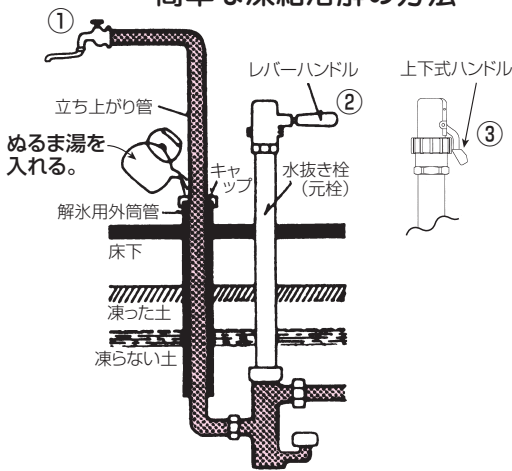
水道は、気温がマイナス4度以下になると、日中でも凍ったり、破裂することがあります。凍結防止のため、冬期間は、就寝前に水抜きをしてください。また、旅行などで家を留守にするときも水抜きをお忘れなく…。



屋外の水道・車庫の水道など 冬の間 使わない水道は、早めに水抜きを

水抜きの順序 (左図参照)

簡単な凍結溶解の方法



1. 水抜きの操作

- ①の蛇口を開けて水を出す。
- ②の水抜きの場合はハンドルを、右に止まるまで回す。
- ※③の上下式ハンドルの場合は水抜きのハンドルを、上または下の水の止まる方へ操作する。

2. 水抜きの確認

水抜き操作後にすぐ、蛇口に指先を当て、空気を吸っている状態であることを必ず確認する。

3. 凍結防止

換気口を完全に閉じ、床下に冷たい風が入らないようにする。

水道凍結を防ぐために 就寝前や留守にするときは、水抜きをお忘れなく

水が抜けたか確認しましょう

水を抜いた直後に、蛇口の口に軽く手を当ててみてください。空気を吸い込むようだと、正常に水が抜けています。



水抜き栓は働いていますか

蛇口を開け、水抜き栓を止めて指先を当てると吸いつかれるようであればよい。

もしも凍らせてしまったら

管にタオルをかけて、お湯をかける。



※熱湯を直接かけると、管が破損することがあります。くれぐれも注意を。

水洗トイレは次のように

タンクについている排水ハンドルを「大」の方向に回し、次に水抜き栓のハンドルを右に止まるまで回してください。

上下式水抜き栓の場合は、上または下の水の止まる方へ操作してください。



軽い凍結は、管や蛇口にタオルなどの布を巻いて、徐々にお湯をかけて溶かしてください。手に負えないときは無理をせず、水道部または最寄りの指定業者に修理を依頼してください。なお、タオルなどを巻かずに管や蛇口にお湯をかけると、破損することがありますので注意しましょう。

また、電気解氷器により個人で解氷されている方も見受けられますが、使用管種、配管によっては異常発熱し、火災などの危険を伴うこともありますので、使用しないようにしてください。

故障・修繕は、室蘭市指定給水装置工事事業者へ

修理の申し込みの時は、次のことに注意してください。

- 修理の受け付け順に回りますので、時間の指定はご遠慮ください。
- 申し込み後、お留守にされる時は、必ずご連絡ください。
- アパートなどで、2階以上にお住まいの方は、すぐ下の部屋での作業が必要になりますので、階下に住んでいる方にも連絡をお願いいたします。
- 早朝・夜間の修理は、割増料金がかかりますので、ご了承ください。

室蘭市内指定給水装置工事事業者

工 事 事 業 者	住 所	電 話
佐藤設備工業 株式会社	築地町138-7	24-3425
有限会社 大進	海岸町1-20-41	23-6681
共成土木 株式会社	中央町2-8-20	24-5511
小川工業 株式会社	母恋北町1-2-5	24-3011
株式会社 小島商事	母恋南町1-1-5	22-9091
有限会社 東進設備工業	母恋南町3-48-146	24-7462
株式会社 高橋管工舎	母恋南町4-73-37	23-0802
三栄設備 株式会社	東町1-6-30	45-4822
協業組合 ユニオン建設	東町2-2-15	41-3901
秋吉設備 株式会社	東町4-13-3	47-0111
木下建設 株式会社	寿町2-6-4	44-3469
創栄設備工業 株式会社	日の出町2-21-12	45-5011
株式会社 丸三建設	宮の森町2-106	44-2454
有限会社 和歌山設備設計	宮の森町3-16-3	43-2602
株式会社 大友設備	知利別町2-1-4	44-8478
高橋衛生工業 株式会社	知利別町2-8-15	44-5467
株式会社 ノースクリエート	八丁平4-43-3	47-7011
有限会社 臣配管工業	本輪西町4-12-8	55-2902

※上記以外の室蘭市指定給水装置工事事業者（市外登録業者）は、室蘭市ホームページをご覧になるか、下記へお問い合わせください。

室蘭市ホームページ（<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org8300/gyousya.html>）

詳細

室蘭市水道部(寿町1-11-16)

給水装置の故障相談・水道料金など ☎ ④ 6118

ご注意

各家庭を回って浄水器、活水器などをセールスしている業者の一部には、あたかも市・水道部から派遣されたかのような言い方をしたり、水質検査を装い浄水器などの販売や排水管が詰まっているとあって、清掃の勧誘をし、高額な請求をする悪質なものもあります。

市・水道部では、浄水器などのあっせん・販売、排水管清掃の勧誘・あっせんは一切行っていません。不審と思われる場合には、市・水道部職員の身分を証明するものの提示を求めていただくか、上記までお問い合わせください。

